

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第65期事業年度

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

株式会社 タカラトミー

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト <http://www.takaratomy.co.jp>

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

34社
株式会社トミーテック
株式会社タカラトミーアーツ
株式会社タカラトミーマーケティング
株式会社キデイランド
TOMY Holdings, Inc.
TOMY International, Inc.
TOMY (Hong Kong) Ltd.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社

株式会社タツノコプロ

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

三陽工業株式会社
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、1社は合併により、2社は清算により、1社は全株式を譲渡したことにより連結の範囲より除いております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・連結子会社のうち決算日が12月末日の会社

TOMY (Shenzhen) Ltd.
TOMY (Shanghai) Ltd.
Limited Liability Company TOMY

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

二. たな卸資産

・当社及び国内連結子会社

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しておりますが、一部子会社につきましては売価還元原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・在外連結子会社

主として先入先出法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

・当社及び国内連結子会社

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）を採用しております。

主な耐用年数

建物及び構築物 2～65年

工具、器具及び備品 2～20年

見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

・在外連結子会社

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

連結会計年度末現在に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

連結会計年度末後の返品損失に備えるため、過去返品実績により見積もった当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ. 製品自主回収引当金

製品自主回収に関する回収費用について、当連結会計年度末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。

ホ. 偶発損失引当金

不正取引に関する各取引先間において資金負担を精算するにあたり、将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、当連結会計年度末において必要と認めた負担損失見込額を計上しております。

- ヘ. 役員退職慰労引当金
 連結子会社は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。
 なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
 イ. ヘッジ会計の方法
 ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては、繰延ヘッジ処理を適用しております。
 なお、金利スワップのうち所定の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。
 ヘッジ手段……先物為替予約、通貨スワップ、金利スワップ
 ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引、変動金利の借入金
 為替変動リスク及び金利変動リスク低減のため、ヘッジ対象の一定の範囲内でヘッジを行っております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、ヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合はヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジ有効性の評価は省略しております。
- ハ. ヘッジ方針
 二. ヘッジの有効性評価の方法
- ⑦ のれんの償却に関する事項
 のれんの償却については、20年間で均等償却し、少額の場合は発生時に一括償却しております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 イ. 退職給付に係る負債の計上基準
 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-4項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は14百万円増加しており、税金等調整前当期純損失は14百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が348百万円減少しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は348百万円減少しております。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額は、3.89円減少しており、1株当たり当期純損失金額は、0.17円減少しております。

3. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は24百万円であります。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が低くなったため、当連結会計年度より、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「固定資産除却損」は21百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号最終改正平成13年3月31日）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部、「土地再評価差額金」を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- | | |
|--------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | △925百万円 |
| (3) 有形固定資産の減損損失累計額 | 36,107百万円 |
| | 1,584百万円 |

- (4) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

定期預金	92百万円
建物及び構築物	2百万円
土地	5百万円

計 100百万円

担保資産に対応する債務

支払手形及び買掛金 66百万円

計 66百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	工具、器具及び備品等 商標利用権 無形固定資産（その他） 投資その他の資産（その他）	英国デヴォン州エクセター市	3,403
事業用資産	工具、器具及び備品等 商標利用権	米国アイオワ州ダイアースビル市	941
事業用資産	商標利用権	豪州ビクトリア州ダンデノン市他	64
事業用資産	機械装置及び運搬具	千葉県市川市他	5
事業用資産のうち店舗（小売店）	建物及び構築物、 工具、器具及び備品等	和歌山県和歌山市、大阪府枚方市他	61
事業用資産のうち 賃貸用資産	建物及び構築物等	栃木県河内郡	28
遊休資産	土地	栃木県下都賀郡	1
－	のれん	英国デヴォン州エクセター市	2,984

当社グループは、事業用資産については地域及び事業の関連性を基礎とした管理会計上の区分によるグルーピング、賃貸用資産、遊休資産については個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

なお、当連結会計年度において、事業セグメントの変更に伴い、より適切な管理を行うため、一部の海外子会社の事業用資産及びのれんのグルーピングを見直しております。

変更後のグルーピングに基づき今後の事業計画を見直した結果、欧州の事業用資産及びのれんの資産グループについては当初想定していた収益が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,388百万円）として特別損失に計上いたしました。また、米国及び豪州の事業用資産については、一部のライセンスに関連した事業について撤退を視野に大幅に縮小する方針としたことにより回収可能性が認められなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（1,006百万円）として特別損失に計上いたしました。なお、これらの資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないことなどにより、零として評価しております。

その他、事業用資産のうち店舗（小売店）、事業用資産のうち賃貸用資産及び遊休資産については、継続的に営業損失を計上しており、かつ将来キャッシュ・フローの見積り総額が各資産の帳簿価額を下回ることなどにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（96百万円）として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、閉鎖後、当該資産の廃棄を予定していることから零として評価しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないことなどにより、零として評価しております。

(2) 事業構造改善費用

当社は、平成27年10月20日開催の取締役会において、TOMY Internationalグループの各エリアの可視化、レポートラインの明確化、損益管理の迅速化を目的として、TOMY Internationalグループがアメリカズ・欧州・オセアニアの全エリアを管轄するオペレーションから、当社が各エリアを直接管轄し、各エリアに当社の担当役員を置くオペレーションに変更することを決議いたしました。

これに伴い、これまでの経営スタイルを変更するための人的再編を進めるとともに、複数の拠点の閉鎖及び事業モデルの変更を行い、当社主導で事業構造の改善を進めてまいります。当連結会計年度において計上した事業構造改善費用は、当該事業構造改善の一環として生じた海外連結子会社の特別退職金等683百万円であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	96,290千株	－千株	－千株	96,290千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(注)	11,434千株	3千株	961千株	10,476千株

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取によるものであり、減少961千株は、ストックオプションの行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	424	5	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	425	5	平成27年9月30日	平成27年12月4日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月24日開催の第65回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 429百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成22年11月2日 取締役会決議分	平成23年8月10日 取締役会決議分	平成24年8月9日 取締役会決議分	平成25年8月8日 取締役会決議分
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	649,300株	849,100株	142,500株	472,700株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に玩具事業を営むために必要な資金を銀行借入及び社債により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び債権債務決済時等の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、与信管理規程及び債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先への与信を毎期見直す体制としております。連結子会社の営業債権の状況は、定期的に本社財務部門へ報告され、期日及び残高の確認を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。これらは主に業務上の関係を有する企業の株式で、定期的に時価の把握を行っており、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日です。外貨建のものは為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、主に将来発生する外貨建支払等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約及び通貨オプション等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引を利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、グループ資金管理方針に従って当社の経理財務室が実施しており、取引予定額、取引状況、取引残高について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。また、利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	40,046	40,046	-
(2) 受取手形及び売掛金	20,167	20,167	-
(3) 投資有価証券	1,807	1,807	-
資産計	62,022	62,022	-
(1) 支払手形及び買掛金	8,398	8,398	-
(2) 短期借入金	11,636	11,636	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	4,234	4,234	-
(4) 未払金	5,677	5,677	-
(5) 社債	10,000	9,936	△63
(6) 長期借入金	45,904	45,444	△460
負債計	85,852	85,328	△523
デリバティブ取引 ※	△1,123	△1,123	-

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

<資産>

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

<負債>

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、並びに(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債

社債の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

<デリバティブ取引>

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっておりま
ず。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額821百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャ
ッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認
められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	432円87銭
(2) 1株当たり当期純損失	△78円74銭

9.重要な後発事象に関する注記

ストックオプションについて

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記のとおり平成28年6月24日開催予定の当社第65回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項
(新株予約権の内容)

- | | |
|----------------|--------------|
| ①株式の種類 | 普通株式 |
| ②株式の数 | 500,000株(上限) |
| ③新株予約権の総数 | 5,000個(上限) |
| ④新株予約権の発行価格 | 無償 |
| ⑤新株予約権の割当を受ける者 | |

当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人

⑥1株当たりの払込金額

新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。ただし、当該金額が最低必達株価である658円を下回る場合には、行使価額を658円といたします。

⑦新株予約権の行使期間

割当日後2年を経過した日から平成32年10月2日までといたします。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑨譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券
- ② 子会社株式及び関連会社株式
- ③ その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法（定額法）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

- 時価のないもの
- ④ デリバティブ
- ⑤ たな卸資産
商品及び製品

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。
時価法を採用しております。

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）を採用しております。

主な耐用年数

建物 2～65年

工具、器具及び備品 2～20年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

事業年度末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。

③ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

④ 製品自主回収引当金

製品自主回収に関する回収費用について、当事業年度末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては、繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

なお、金利スワップのうち所定の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段……先物為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引、変動金利の借入金

③ ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスク低減のため、ヘッジ対象の一定の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、ヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合はヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「支払手数料」は12百万円であります。

4. 貸借対照表の注記

- (1) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号最終改正平成13年3月31日)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部、「土地再評価差額金」を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 925百万円

- | | |
|------------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,145百万円 |
| (3) 有形固定資産の減損損失累計額 | 147百万円 |
| (4) 担保資産及び担保付債務 | |
| 該当事項はありません。 | |
| (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 26,412百万円 |
| 長期金銭債権 | 999百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,527百万円 |

(6) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

TOMY Holdings, Inc.	13,072百万円	(116,017千米ドル)
TOMY UK Co.,Ltd.	3,737百万円	(15,898千ユーロ) (10,544千英ポンド)
TOMY (Hong Kong) Ltd.	89百万円	(793千米ドル)
TOMY (Thailand) Ltd.	566百万円	(169,600千タイバーツ) (222千米ドル)

計 17,465百万円

- (注) 1. 外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
2. TOMY UK Co.,Ltd.の外貨建保証債務については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 47,067百万円

仕入高 19,174百万円

販売費及び一般管理費 6,245百万円

営業取引以外の取引高 925百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	11,434千株	3千株	961千株	10,476千株

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取によるものであり、減少961千株は、ストックオプションの行使によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	80百万円
関係会社株式評価損	2,506百万円
投資有価証券評価損	328百万円
未払賞与	89百万円
退職給付引当金	356百万円
貸倒引当金	325百万円
減価償却費	81百万円
債務保証損失引当金	973百万円
繰延ヘッジ損益	277百万円
その他	1,151百万円
繰延税金資産小計	6,171百万円
評価性引当額	△5,180百万円
繰延税金資産合計	990百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△258百万円
固定資産圧縮積立金	△96百万円
再評価に係る繰延税金負債	△472百万円
その他	△102百万円
繰延税金負債合計	△930百万円
繰延税金資産(負債)の純額	60百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社(その含む)	不動産株式会社	5百万円	不動産 賃貸業	被所有 直接 3.5% 間接 5.4% 間接は、 同社の子 会社トミ インシ ュアラン スによる 所有 (注 1)	有	土地の 賃借	賃借料 の支払	26	-	-

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等 の名称	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社トミ テック	100百万円	鉄道模 型等の 企画製 造販売	所有 直接 100%	無	当社製 品の製 造等の 委託	資金の貸 付	440	短期貸付 金	150
							利息の受 取	2	未収入金	0
	株式会社タカ ラトミーマー ケティング	100百万円	玩具等 の卸販 売・ロジ スティ クス	所有 直接 100%	有	当社製 品の販 売・保 管・運 送等 の委託、 ロイヤ リティ の受取	資金の貸 付	480	-	-
							当社製品 の販売等	44,927	売掛金	22,190
	株式会社タカ ラトミーアー ツ	100百万円	カプセル 玩具・ 玩具雑 貨・アミ ュース メント 機器等 の企画 製造・ア パレル の企画 製造等	所有 直接 100%	有	ロイヤ リティ の受取	資金の貸 付	1,100	短期貸付 金	700
							利息の受 取	10	未収入金	0

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	TOMY Holdings, Inc.	米ドル 1	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売	所有 間接 100%	有	債務保証等	債務保証(注2)	13,072	-	-
							保証料の受入	12	未収入金	5
							資金の貸付	4,865	短期貸付金	2,253
							受取利息	16	未収利息	3
	TOMY UK Co.,Ltd.	英ポンド 176	乳幼児製品、玩具等の販売	所有 間接 100%	有	債務保証	増資の引受	1,160	-	-
							-	-	長期貸付金	436
							債務保証(注2)	6,916	-	-
							保証料の受入	19	未収入金	9
	TOMY France SARL.	ユーロ 1,000千	乳幼児製品、玩具等の製造	所有 間接 100%	有	-	増資の引受	226	-	-
	TOMY (Hong Kong) Ltd.	香港ドル 10千	乳幼児製品、玩具等の製造	所有 直接 90.1% 間接 9.9%	無	当社製造委託、保証	当社製品の仕入	18,930	買掛金	1,677
債務保証(注2)							89	-	-	
保証料の受入							2	未収入金	14	
TOMY (Thailand) Ltd.	タイバーツ 262,000千	玩具等の製造	所有 直接 100%	無	当社製造委託、保証	債務保証(注2)	566	-	-	

- (注) 1. 司不動産株式会社は、当社代表取締役会長富山幹太郎及びその近親者が同社の全議決権を所有しております。
2. TOMY Holdings, Inc.、TOMY UK Co.,Ltd.、TOMY (Hong Kong) Ltd.、TOMY (Thailand) Ltd.の銀行借入につき、債務保証を行っており、TOMY Holdings, Inc.、TOMY UK Co.,Ltd.、TOMY (Hong Kong) Ltd.については年率0.25%の保証料を受領しております。TOMY (Thailand) Ltd.については、保証料の受領はありません。
3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
土地の賃借料は、不動産鑑定士の鑑定評価額及び近隣の相場を参考に決定しております。
資金の貸付については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、担保は受けておりません。
製品仕入及び販売については、一般取引条件及び市場価格等を参考に決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	435円15銭
(2) 1株当たり当期純損失	△29円07銭

10. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、厚生年金基金制度は、複数事業主制度である東京実業厚生年金基金及び東日本プラスチック工業厚生年金基金に加入しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,152百万円
勤務費用	230百万円
利息費用	18百万円
数理計算上の差異の発生額	132百万円
退職給付の支払額	△125百万円
過去勤務費用の発生額	△105百万円
退職給付債務の期末残高	<u>2,301百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,047百万円
期待運用収益	118百万円
数理計算上の差異の発生額	△165百万円
事業主からの拠出額	203百万円
退職給付の支払額	△49百万円
年金資産の期末残高	<u>1,154百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,633百万円
年金資産	<u>△1,154百万円</u>
	479百万円
非積立型制度の退職給付債務	668百万円
未認識数理計算上の差異	△306百万円
未認識過去勤務費用	84百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>925百万円</u>

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	230百万円
利息費用	18百万円
期待運用収益	△118百万円
数理計算上の差異の費用処理額	14百万円
過去勤務費用の費用処理額	41百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>186百万円</u>
⑤ 年金資産に関する事項	
1) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
債権	56.82%
株式	35.73%
その他	7.45%
合計	<u>100.00%</u>
2) 長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項	
主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.91%
長期期待運用収益率	11.35%

11.重要な後発事象に関する注記

ストックオプションについて

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記のとおり平成28年6月24日開催予定の当社第65回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項
(新株予約権の内容)

- | | |
|----------------|---------------|
| ①株式の種類 | 普通株式 |
| ②株式の数 | 500,000株 (上限) |
| ③新株予約権の総数 | 5,000個 (上限) |
| ④新株予約権の発行価格 | 無償 |
| ⑤新株予約権の割当を受ける者 | |

当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人

⑥ 1株当たりの払込金額

新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額といたします。ただし、当該金額が最低必達株価である658円を下回る場合には、行使価額を658円といたします。

⑦新株予約権の行使期間

割当日後2年を経過した日から平成32年10月2日までといたします。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑨譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。